

羽幌町住宅改修促進補助金の申請から決定までの流れ

申請受付

- 受付期間 令和6年4月15日～7月1日
- 受付方法 持参（受付時に着工前検査の日程調整をします）
- 受付先 羽幌町役場 町民課町民生活係（役場庁舎1階）
〒078-4198 羽幌町南町1番地の1
電話0164-68-7003（課直通）
- 注意事項 受付期間前の事前問い合わせや必要書類の交付はできませんが、申請書類の受領はできません。



補助申請書類の提出

- 補助申請に必要な書類
 - 羽幌町住宅改修促進補助金交付申請書
 - 住民票1通（補助申請者のもので、3か月以内に発行されたもの）
 - 同意書・誓約書
 - 市町村税納税証明書（町外で課税されている場合のみ）
 - 住宅の所有者等が確認できる書類 1点
 - （例）①直近の固定資産税課税明細書
 - ②登記事項証明書（法務局で取得できます。※有料）
 - ③上記①・②がない場合は、固定資産名寄帳、家屋証明書など（役場で取得できます。※有料）
 - 親族関係が明らかになる書類（補助申請者が住宅所有者でない場合）
 - ・補助申請者と住宅所有者の関係がわかる戸籍謄本等
 - 工事内容、積算基礎が確認できる書類（見積書・設計書）
 - 工事施工前の写真（建物外観と改修場所の状況を撮影したもの）
 - その他、町が必要と認める書類



【裏面もあります】

着工前検査

補助申請書を受付後、担当職員が工事前の状況を現地で確認します。



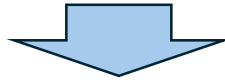
- 補助決定できるとした場合、町から補助金交付決定通知書を送付します。
※注意：改修工事は、補助金交付決定通知を受けてから着工してください
- 補助金交付決定後に提出する書類
 - 「口座番号届出書」（町への口座登録がない場合）



住宅改修工事着工

工事着工後、速やかに着手届を提出してください。

- 着工後に提出する書類
 - 羽幌町住宅改修促進補助金事業着手届
 - 施工業者との契約書の写し



住宅改修工事完了

工事及び代金支払いが完了しましたら、速やかに完了届を提出して下さい。

- 完了後に提出する書類
 - 羽幌町住宅改修促進補助金事業完了届
 - 写真（改修工事の施工中及び施工後の状況を撮影したもの）
 - 領収書等の写し（改修工事代金が支払済であることがわかるもの）



完了届受領後、担当職員が完了検査のため自宅へ伺います。

- ※注意：完了届の最終提出期限は令和7年3月10日です。期限までに完了届が提出されない場合、補助金は交付されません。



補助金交付

完了検査終了後、町から補助金交付決定通知書及び補助金請求書様式を送付します。通知が届きしだい、速やかに補助金請求書を提出してください。

- 確定通知後に提出する書類
 - 羽幌町住宅改修促進補助金請求書
- ※注意：請求書が提出されるまで、補助金は交付されません